

答申第53号  
平成17年9月28日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会  
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成16年12月22日付け兵公委発第300号で諮問があった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成16年実施の兵庫県警察官採用選考試験の請求者個人の成績内容

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成16年実施の兵庫県警察官採用選考試験の請求者個人の成績内容」を非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成16年9月24日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 審査請求人が公開を求める本件公文書は、平成16年実施の兵庫県警察官採用選考試験の請求者個人の成績内容である。
- (2) 警察官採用選考試験という行政活動の公正の確保と透明性の向上のため、本件公文書は公開すべきである。本件公文書を公開することにより得られる利益は、非公開とすることにより守られる利益よりも大きい。
- (3) 他の公務員の採用選考試験では、受験者本人からの求めに応じて成績を開示している。その根拠となる条例が兵庫県にも存在するにもかかわらず、警察本部長がその実施機関になっていないのは不当である。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

- 1 実施機関は警察官の採用選考試験に係る公文書を保有しており、当該公文書には特定の個人の成績に関する情報及び特定の個人が兵庫県警察を受験した事実が分かる情報が記録されている。

2 特定の個人の採用選考試験における成績に関する情報はもちろんのこと、特定の個人が兵庫県警察を受験したという事実は、社会通念上、他人に知られたくない個人情報のひとつである。すなわち、ある個人が職業を選択するに当たり、いかなる職種を希望し、どのような企業や団体を受験したのかという事実は、社会通念上、他人に知られたくない個人情報のひとつである。

そして、本件公文書の存否を明らかにすると、審査請求人が兵庫県警察を受験したかどうかという事実が明らかになり、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第6条第1号により保護しようとする利益が侵害されることになる。

したがって、本件公開請求に対して条例第9条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否した本件処分は、適法かつ妥当なものである。

3 情報公開制度は、何人にも理由や目的を問わずに等しく公開請求権を認めるものであり、請求者のいかにかわらず、一律に適用されることを前提としている。したがって、請求者が公開請求に係る情報の本人であっても、情報公開制度においてそのような事情を考慮する余地はなく、このことによって上記2の結論は左右されないものと解する。

4 本件請求は、自己情報の本人開示請求と見なしうるという側面があるが、自己情報の開示請求は、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）により行うことが制度上確立されていることから、条例によって自己情報の開示請求を行うことはできない。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件公文書の概要

本件公文書は、平成16年度の兵庫県警察官採用選考試験における審査請求人の成績を記載した公文書である。

##### 2 条例第9条適用の適否について

(1) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

(2) 諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第1号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

なお、非公開情報は請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることから、通常他人に知られたくないと認められるか否かは、一般人の判断を基準とすべきと考えられる。

イ 本件公文書は、平成16年度の兵庫県警察官採用選考試験における審査請求人の成績を記載した公文書であり、その存否を明らかにするだけで特定の個人が当該採用選考試験を受験したかどうかは明らかになるものと認められる。そして、特定の個人の当該採用選考試験における成績に関する情報のみならず、特定の個人が当該採用選考試験を受験したかどうかに関する情報も、一般人の判断を基準とすれば、通常他人に知られたくない情報と認められる。

ウ したがって、本件公文書の存否を明らかにすれば、条例第6条第1号が情報を非公開とすることにより保護しようとしている利益を損なうことになると考えられる。

エ 以上のことから、警察本部長が条例第9条を適用し、本件公文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、警察官の採用選考試験の成績に関する情報を公開することにより得られる当該事務の公正の確保と透明性の向上という利益は、本件公開請求を拒否することにより守られる利益を上回るものであると主張する。

しかし、上記2(2)アで述べたように、情報公開制度において個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないところであり、たとえ審査請求人が主張する公開の利益があったとしても、本件公文書の内容・性格から判断して、当該公開の利益が個人のプライバシーを保護することにより守られる利益を上

回るものとは考えられない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

なお、本件公開請求については、自己情報の本人開示請求を情報公開請求の形をとって行ったものと解される。しかし、そのことは、情報公開制度は条例により、一方、自己情報開示制度は個人情報の保護に関する条例により、それぞれ整理されている今日の本県の法制度の下では、本件については自己情報の本人開示請求ではなく、一般の情報公開請求とみるべきであることから、警察本部長が条例第6条第1号の関係で条例第9条を適用したことは妥当であるという上記2(2)エの判断に影響を及ぼすものではない。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

#### 審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
16.12.22	・ 諮問書の受領
16.12.27	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
17. 1.19	・ 審査請求人の意見書の受領
17. 3.18 (第163回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
17. 9.28 (第167回審査会)	・ 審議 ・ 答申